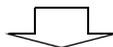


「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」 ～交付に至るまでの手順（フロー）～

【保護者・施設】

保護者は、「〈アレルギー食品、症状の選択肢〉」を参考に「アレルギー質問表」に必要事項を記入します。（保護者が直接記入するか、施設側が聞き取りの上記入します。）



【保護者→医療機関】

「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」様式と「アレルギー質問表」、「〈アレルギー食品、症状の選択肢〉」を小児科等に持参します。



受診



【医療機関→保護者】

診察・検査等



「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に診断結果を記入



保護者に交付（※保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表は有料です。）



【保護者→施設】

「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、「アレルギー質問表」を施設に提出します。



【施設】

「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」等に沿って保護者と話し合いを行い除去食を検討・実施します。

○再評価と除去食対応の中止

【保護者→医療機関】

保護者は「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に記載された再評価時期に、再度児童を受診させます。



【医療機関→保護者→施設】

再評価受診とそれにかかる「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の発行を受け、保護者と施設とで今後の給食やおやつ等について話し合います。

※「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」内の「保育施設等での生活上の留意点（A）給食・離乳食 1 管理不要」にチェックがあれば、除去食を中止することが出来ます。